

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第102回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

まず、第1番目の議題でございますが「厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有、使用するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、重要な変更を加えるときも同様とされています。

厚生労働大臣が実施する職業安定行政業務に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成31年4月15日付厚生労働省発職0415第16号にて厚生労働大臣から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

○嶋田委員長 ただいまの説明にあったとおり、厚生労働省の職員の方に会議に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要について、厚生労働省の吉野労働市場センター業務室長から説明をお願いいたします。

○吉野労働市場センター業務室長 厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室の吉野と申します。本日は、当室にて管理・運用をしておりますハローワークシステムにおける求職者支援制度の職業訓練受講給付金の受給要件の審査に係る同一世帯者の情報照会に係るシステム開発に関して、特定個人情報保護評価書の改訂の御説明をさせていただきます。

まず、これまでの事務、そして機能の概要を簡潔に説明します。

ハローワークにおいては、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者の方への就職支援として、公共職業安定所長が必要と認めた場合に無料で職業訓練を受講することができ、さらに、一定の条件のもとですが、求職中でも訓練を受けやすくするために職業訓練受講給付金を支給する求職者支援制度を運用しています。

職業訓練受講給付金については、申請者本人の収入が月に8万円以下であることや、申請者の世帯全体の収入が25万円以下であることなどを支給要件としています。

申請に当たっては、支給要件を満たしているか審査するための書類の提出が必要となり

ますが、このうち申請者御本人の収入の確認については、現在、他の行政機関、地方自治体等への情報照会を行う機能を利用して確認を行うことで書類の省略が可能となっています。

また、申請に当たって、住民票等の申請者の住所及び世帯の範囲を確認する書類の添付も必要となりますが、こちらも情報照会、住民票関係情報による確認を行うことで省略が可能となります。

なお、以上の内容を記載した特定個人情報保護評価書は、平成27年7月24日の審査において御承認をいただいています。

続きまして、今回のシステム開発の概要を説明します。

現状では、申請者の世帯全体収入の確認については、番号法別表第2の主務省令において、情報連携により取得できる情報は申請者の情報のみとなっています。

また、ハローワークシステムにおいても、他の行政機関等への情報照会により、申請者の世帯全体収入が確認できる機能を現在有しておりません。そういったことから、申請者の同一世帯者全員分の収入を確認するための地方税に係る課税証明書や年金決定通知書等の添付を現在求めているところです。

このため、行政運営の効率化及び手続の簡素化による利用者の方々の負担軽減を図るために、申請者の世帯全体収入に関しても情報照会による確認が可能となるよう、主務省令の改正を行うとともに、ハローワークシステムにおいても、地方公共団体情報システム機構より申請者本人と同一住所の者の本人確認情報を取得する機能及び情報提供ネットワークシステムを経由して市区町村へ情報照会を行い、住民票関係情報が持つ世帯情報をもとに、申請者の同一世帯の者を把握する機能を開発することとしています。

これにより、申請者の同一世帯と判明した方については情報照会を行い、地方税情報や年金情報を取得することにより、申請者の世帯全体の収入を確認する書類の省略が可能となると考えています。

また一方、住民票等の申請者の住所地及び世帯の範囲を確認する書類については、現状では単身世帯者の方のみ添付の省略が可能となっていますが、開始後は世帯者全員分についても流れの中で取得できる住民票関係情報によって確認ができるため、省略が可能となります。

最後になりますが、今回の改修により追加となったリスク対策について説明します。

今回の開発により、新たに取得することになる申請者本人と同一住所の者の本人確認情報のうち、申請者の方と同一世帯でないと判断された方の情報については、ハローワークシステムでは不要な情報となりますので、速やかに削除するよう、開発する予定です。

簡単ですが、以上で特定個人情報保護評価書の改訂に係る御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございました。

同一住所であって世帯が異なる者の特定個人情報についてはシステムにより即時削除されるのですが、即時というのは、住民票関係情報を取得したタイミングで削除される、という理解でよろしいですか。

また、削除については、システムで復元不可能とする等、こういったレベルの削除がなされるのかということについてお伺いします。

○吉野労働市場センター業務室長 ありがとうございます。

世帯が異なる者の特定個人情報については、同一世帯でない者と判明した時点で、システム上で消去されるよう開発する予定です。

一度消去されたシステムの情報というものは、復元できないものとする予定です。

○中村委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。よろしいでしょうか。

今、中村委員から重要なリスク対策についての御発言があり、御説明いただきました。

御説明いただいた内容を始めとしたリスク対策については確実に、今後とも不断のリスク対策の見直しを行いながら、体制整備に努めていただきたいと思います。

それから、特定個人情報の取り扱いに当たって、職員に対して実務に則した教育・研修のところも、確実に実施していただくことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、時間の制約もありますので、質疑応答はここまでとし、本評価については、説明内容を踏まえて、審査を進めることといたします。

ありがとうございました。

○吉野労働市場センター業務室長 ありがとうございます。

○嶋田委員長 どうぞ、御退出ください。

(厚生労働省退室)

○嶋田委員長 それでは、引き続き、本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ただいま厚生労働省から概要説明をいただき、質疑応答をさせていただいたところですが、今回、厚生労働省の評価書については、既存事務における情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会の対象の追加のみですので、リスク対策に大きな変更を伴わないものです。したがって、並行して事務局で評価書について審査を進めてまいりました。引き続き、指針に定める審査の観点に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審査をいただければと存じます。

○事務局 それでは、評価書の指針への適合性・妥当性について、精査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。資料1-2に基づいて、審査表の説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただくと目次がございますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を取り扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また「雇用保険ファイル」「求職者支援ファイル」「職業紹介ファイル」及び「助成金ファイル」では、入手、使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」、又は「該当なし」としています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、36ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策について、申請者の同一住所者の情報のうち同一世帯でないと判断された者の情報についてはシステムで自動的に即時消去すること等が具体的に記載されているとしています。

続きまして、37ページ上段の「総評」を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、又は「該当なし」となりましたので、総評として次の3点を記載しています。（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。（3）として、申請者の同一世帯者の特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。

続きまして、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして4点記載しています。（1）として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。（3）として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。（4）として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しています。

精査結果の主な内容の説明は以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

特段、御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは「職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局におかれましては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。よろしく願いいたします。

○事務局 厚生労働省に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○嶋田委員長 お願いします。

次に、議題2「平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、議題2平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、説明させていただきます。

お配りしております資料2-1が概要、資料2-2が本文となっておりますが、本文の分量が少し多くなっておりますので、資料2-1の概要に沿って説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。活動方針（案）の構成といたしましては、昨年度と同様でございます。初めに平成30年度における委員会の取組状況を総括した上で、次に平成31年度の取組を記載するという構成としております。

まず、平成30年度における取組といたしまして、国際関係は、今年1月の日EU間の相互の円滑な個人データ移転に関する枠組みの発効につきまして記載しております。

また、次に英国のEU離脱後における相互の円滑な個人データ移転の確保ということで、英国がEUを離脱した後においても、我が国との間で円滑な個人データ移転が可能となるよう合意をしている旨を記載してございます。

次に、個人情報保護法関係といたしまして、平成27年改正法附則第12条に基づく検討ということで、平成27年改正法附則第12条におきまして、法施行後3年ごとに法の執行状況について検討を加えて、その上で必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるという規定がございまして、これに基づく検討を開始したという旨を記載してございます。

また、国民からの苦情・相談等への対応及び広報活動ということで、あっせんにつきまして、当事者双方からできる限り納得を得て解決に取り組んだ上で実績を実際に上げているという旨を記載しております。

次に、マイナンバー法関係でございまして、マイナンバー法に基づく定期検査等の実施などの監視・監督のほか、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けた取組ということで、地方公共団体向けの、例えば監査のマニュアルの配付ですとか、ログの分析・確認手法などをまとめた資料を作成して活用を促したことを記載してございます。

次に、平成31年度における取組ということで、基本的な考え方をまずお示ししてござい

ます。

まず、国際関係につきましては、これまでに委員会が海外機関との間で構築してきた協力関係を基礎に、引き続き国際的な制度調和や執行協力なども視野に入れつつ、ネットワークを強化していくといったことのほかに、個人情報に関する、相互に信頼性が確保された国際的なデータ流通の枠組みの構築をすることに向けて、EU・米国を中心とした関係各国との精力的な対話を進めていくという旨を記載してございます。

次に、個人情報保護法関係といたしましては、1点目でございますが、幅広いステークホルダーの意見を聞きながら、いわゆる3年ごと見直しに基づく検討を行っていくことなどを記載してございます。

また、マイナンバー法関係につきましては、これまでの監視・監督活動等を通じて蓄積したノウハウを活かして、指導・助言等を行っていく旨を記載してございます。

次に平成31年度における委員会の具体的な取組でございます。

まず、国際関係につきましては、データ流通の枠組み構築ということで、具体的にこれまで海外機関との間で構築してきた協力関係を基に、国際的なデータ流通の枠組み実現に向けた検討を進めていき、目標・課題やロードマップ等について関係各国と早期に共有した上で、取組を進めていく旨を記載してございます。

また、次にEU関係・米国関係・英国関係ということで、例えばGDPR等の周知に取り組む旨や、CBPRシステムのさらなる展開・拡大に向けて、さらに連携を深めていく旨などを記載してございます。

次に、個人情報保護法関係でございます。いわゆる3年ごと見直しにつきましては、さまざまな検討課題がある中で、例えば個人データに関する個人の権利のあり方、グローバルなデータ流通の実態に即した仕組み等の論点について、消費者、また、経済界・学識経験者等の幅広いステークホルダーの意見を聞きながら検討を行う旨を記載しております。

次に、執行協力に関する取組ということで、昨今の個人データの国境を越えた流通が非常に増大しているといったことを踏まえて、海外機関との執行協力により、海外の事業者等に対しても確実な執行を目指していく旨を記載してございます。

次に、マイナンバー法関係でございます。こちらにつきましては、例えば監視・監督活動の2点目に挙げておりますが、各都道府県における、監督活動の面的な展開を一巡ということで、いわゆる検査項目を絞ったレビュー検査もしくは特定個人情報の安全管理措置セミナーに関して、こちらのいずれかを各都道府県において全で一巡して実施したという状態に今年度中に持っていくということを記載しているものでございます。

その他、共通事項といたしまして、広報・啓発活動や相談・苦情等への対応について、今後の取組について、御覧のとおり、記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

では、熊澤委員、お願いいたします。

○熊澤委員 御説明ありがとうございました。

この平成31年度の活動方針（案）は、前年度の取組をしっかりと踏まえたものになっていると思いました。

英国のEU離脱後においても、日本と英国の間で相互認証を維持する準備がスムーズに進んだのはこれまでの関係構築の結果であると思っております。平成31年度活動方針に従って、今後とも関係各国との協力関係を基に、相互に信頼性が確保された国際的なデータ流通の枠組み構築に向けて、取り組んでいく必要があると考えます。

私からは以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

丹野委員、お願いいたします。

○丹野委員 説明ありがとうございました。

平成31年度活動方針（案）についてですが、昨年度は、苦情・相談について、説明・助言にとどまらず、あっせんの実績を積み上げたということは非常に大きな成果であると思えます。

消費者等からの意見を一元的に把握して、制度の検討に活かすことができるのは、監督権限が一元化されたことの明らかに大きな効果であると言えますので、個人の意見をタウンミーティングや相談ダイヤルを通じてきちんと吸い上げて本年度最重要課題の1つである個人情報保護法の3年ごとに見直しに活かしていくというのは非常に大事なことであると思っております。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員

一元的な監督機関の必要性につきましては、法改正の前から法律の学会、学術関係者の間でも指摘されていたこととございます。実際に監督権限が一元化されて、内外の活動において成果を上げてきたことは、ある意味で感慨深いと思っております。

中長期的な課題とされていたことが、税・社会保障における個人番号の利用を契機として特定個人情報保護委員会が設置され、グローバルな時代の要請によって個人情報保護委員会として実現したわけとございます。

この間、諸外国の政府との関係外国企業との関係においても当委員会が対話のカウンターパートであり、問題が生じたときの窓口であるということが明確になって、政策形成の面で成果を上げていると考えております。

グローバルな時代、デジタルな社会の中で、今後とも一元的な監督機関としての利点を活かした施策の検討や、消費者、国民に対する行政サービスの向上、機動的な監督に取り

組んでいければと考えております。

○嶋田委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。

ただ今、3名の委員から、活動方針について、これからもきちんと進めるようにという御意見であったと思います。

委員会も2期目に入りまして、様々な活動を通じて組織として充実してきたと考えられます。今年度は個人情報保護法の見直しを始め、内外から期待される役割が大きくなっています。この活動方針に沿って、しっかりと成果に繋げていけるように、活動を進めてまいりたいと思います。

ほかに、特に修正の御意見がないようですので、平成31年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定することといたします。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように扱います。

本日の会議は、これで閉会といたします。

事務局から今後の予定について説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、現在、日程の調整中でございますため、決まり次第、改めて御連絡を差し上げたいと考えております。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。